分の1が軽減される。は、減額後の均等割額の2

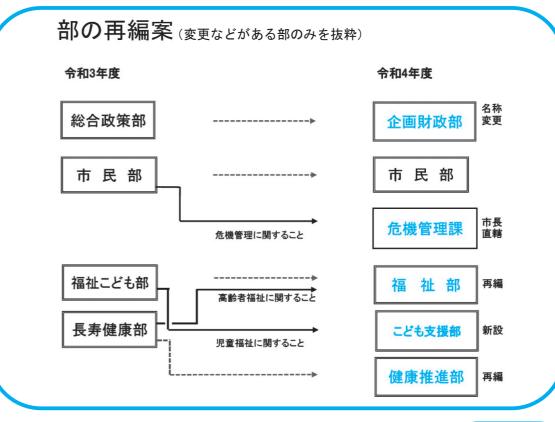
1が軽減される。

割、2割軽減該当の場合に

なお、法定軽減の7割、5

行政組織条例の 一部を改正する条例を可決

保健・福祉部門と子どもへ の支援体制の強化を推進



12月定例会 11月26日~12月14日

除く11人の議員で採決した結果、原案のとおり可決・同意しました。 各施設の指定管理者の指定など、21議案が市長から提出されました。議長を (採決の結果は4ページ) 第4回定例会では、国民健康保険税条例の一部改正、一般会計補正予算、

◆行政組織条例の一部改正 営の推進を図るため、組織効率的かつ効果的な市政運

と介護保険課が分割される援をしてきた高齢者支援課 ことの影響は。

A による影響はない。 両課は改修後も同じフロア 営を図るものである。なお、 を分割し、効率的な業務運め、業務内容に沿って事務 やかな対応が必要となるたの増加に伴い、よりきめ細 で事務を行うことから分割 相談業務などの事務量

> A する事務を戻す理由は。

から事務を移管するもの。て取り組む必要があること

改正を行うもの

定管理者の指定

出された新しい提案は。

も支援部に学童保育室に関 新たに創設されるこど

どの開催の提案があった。よる茶会や音楽イベントなり口付近を利用した野点に

主な議案審議

安全・安心な放課後の居場 の支援についても、あわせ所を必要としている児童へ 一元的に取り組むものであもに関する諸課題に対し、 り、保護者が共働きなどで、 こども支援部は、子ど

山市駅西口市民広場の指市民交流センター及び狭

指定管理者候補者から

山王小学童保育室の指定

こととなった経緯、理由は。 指定管理者を指定する 管理者の指定

A できる。増え、安定的な運営が期待 自治体に実績を持つ会社も 難しくなっており、多く いるが、人員の確保が年々 現在は直営で運営して 0)

渡り廊下が撤去され、校舎外は指定管理としており、 外の建物となったことか ら、指定管理者の運営を検 したものである。 また、校舎内は直営、校舎

◆都市公園条例の一部改正

め、宿泊棟等の使用料の額トキャンプ場の使用料を定たなソロキャンプ場・オーだなソロキャンプ場・オージ宿泊棟の拡充に伴い、新智光山公園野外活動広場及 を改定するもの

○ 税率を引き

加入者の減少や保険税

た **A** り、 ^

今回の武道館整備にあ

本市の公の施設とし

て、今後も必要となる行政サ

税率を引き上げること

○ 使用料を徴

使用料を徴収すること

額、税率などを改定するも 国民健康保険税の賦課限度

部改正

国民健康保険税条例の

◆武道館条例の一部改正

料の額などを定めるも

武道館の移転に伴い、使用

設定を検討し定めた。 定して運営可能な使用料の 競り合いから抜け出せる使 競り合いから抜け出せる使 AQ が大幅に向上する。このこンプサイトを含め付加価値 することにより、既存キャパウダールームなどを設置 ン、トイレの温水洗浄便座、 として、宿泊棟のエアコ 既存施設のリニューア 使用料を改定する根拠は

加えて、埼玉県国民健康内の市町村は令和8年度までに法定外の一般会計繰入でに法定外の一般会計繰入を解消することを求めら

Q 目的外利用の許可が規 ■ 武道大会などの開催に あたり、スポーツ用品メー あたり、スポーツ用品メー

増加している。

したものである。

この中で受益者負担の原則

いくための協議をしてきた。

ビスを継続して提供して

より一人当たりの医療費も また、医療技術の高度化に 運営は厳しい状況にあり、 収入の伸び悩みにより財政

A 1区画8人のキャンプ サイトが8区画で64人、オ ートキャンプサイトの1区 画6人の一般サイトが3区 AQ 半サイトが2区画で12人、サイトの1区画6人の犬同 定数、区画数は。

減されるものである。に均等割額の2分の1が軽帯内に未就学児がいる場合

な

い加えたものである。

て、市民総合体育館の例に の利用があった場合におい を取って開催する興行など

A

納税義務者の属する世

未就学児の均等割の

軽

売や、観客などから入場料カーなどによるグッズの販

定員が129人である。 2号室が10人、合計で最大 人、宿泊棟は1号室が5-ソロキャンプサイトが ャンプサイ が **** 20



◆都市計画法に基づく開発 例の一部改正

厳格化するものである。 する災害ハザードエリアで斜地崩壊危険区域を始めと A 自然災害に対応した安 行う開発について、規制を め、災害の危険のある急傾 受ける市民への周知方法は。 改正の概要及び影響を

窓口で周知を図る。 ともに、市ホームペー お知らせ文書を送付すると 該当する土地所有者に、

○ 子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者と手別給付金の支給対象者と手

成15年4月2日から平成18 年4月1日の間に生まれた 年4月1日の間に生まれた 131日1 準じる方が対象者となる。の受給者、もしくはそれにによる児童手当の本則給付 いずれの場合も児童手当法養育する世帯などであり、 でに新たに生まれた児童を 手当の受給者をはじめ、平 令和3年9月分の児童

続きが不要となる。一方、令の受給者の方は、申請の手の受給者の方は、申請の手以給付別の別量手当の本則給付金の受給員以外の令和3年9 校生を養育している方など受給者で、公務員の方や高和3年9月分の本則給付の 別に発送する。 者には、申請勧奨通知を個

